

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		市場施設の使用の指定又は許可の取り消し
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 6 8 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益保全のため必要があると認めるとき。 2 市場秩序若しくは公共の利益を害し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 市場施設の使用につき指定した目的その他の条件に違反し、又はその指定した目的の達成が著しく困難と認められるにいたったとき。 4 市場施設の指定の当時と著しく事情が変化し、その使用が不必要又は不適當と認められるにいたったとき。 5 故意又は過失によって市場施設を滅失又はき損したとき。 6 使用料その他納付金の納付を怠ったとき。 7 卸売市場関係法令又はこれらに基づく指示若しくは処分に違反したとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		